

令和2年第5回（8月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年8月13日（木）

---

応招議員（14名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 吉田耕大君  | 2番  | 佐藤牧君   |
| 3番  | 赤間茂幸君  | 4番  | 大友三男君  |
| 5番  | 佐藤千加雄君 | 6番  | 田中みつ子君 |
| 7番  | 熱海文義君  | 8番  | 石川壽和君  |
| 9番  | 和賀直義君  | 10番 | 高橋重信君  |
| 11番 | 石垣正博君  | 12番 | 千葉勇治君  |
| 13番 | 若生寛君   | 14番 | 石川良彦君  |

---

出席議員（14名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（0名）

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

|        |    |     |      |    |     |
|--------|----|-----|------|----|-----|
| 町長     | 田中 | 学君  | 副町長  | 武藤 | 浩道君 |
| 総務課長   | 浅野 | 辰夫君 | 財政課長 | 熊谷 | 有司君 |
| 地域整備課長 | 三浦 | 光君  |      |    |     |

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

|           |    |     |          |    |     |
|-----------|----|-----|----------|----|-----|
| 教育長       | 鳥海 | 義弘君 | 参事(特命担当) | 千葉 | 伸吾君 |
| まちづくり政策課長 | 伊藤 | 義継君 | 税務課長     | 小野 | 純一君 |
| 町民課長      | 千葉 | 昭君  | 保健福祉課長   | 鎌田 | 光一君 |
| 農政商工課長    | 高橋 | 優君  | 会計管理者    | 片倉 | 剛君  |
| 学校教育課長    | 菅野 | 直人君 | 社会教育課長   | 千葉 | 恭啓君 |

---

事務局出席職員氏名

|      |       |    |       |    |      |
|------|-------|----|-------|----|------|
| 事務局長 | 遠藤龍太郎 | 次長 | 齋藤由美子 | 主事 | 高橋将吾 |
|------|-------|----|-------|----|------|

## 議事日程第1号

令和2年8月13日（木曜日） 午前10時開会

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                     |
| 日程第2 | 会期の決定                          |
| 日程第3 | 議案第49号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第4 | 議案第50号 工事請負契約の締結について           |
| 日程第5 | 議案第51号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第3号）   |
| 日程第6 | 議案第52号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号） |

---

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第5回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

先月7月上旬には西日本に梅雨前線が停滞したことにより、熊本県を中心に九州や中部地方など広く豪雨災害が発生いたしました。続いて7月下旬には東北地方、秋田、山形、両県で集中豪雨が発生し、最上川流域の市町村に甚大な被害を受けたところであります。ここで改めて、令和2年7月豪雨によって犠牲になられた皆さん、そして被災した不自由な生活を強いられている多くの皆様に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げさせていただきます。昨年は東北地方に直撃した台風19号の豪雨災害によって本町は未曾有の大災害に見舞われましたが、災害発生から本日の間に全国各地から激励の言葉や心温まるお見舞いや支援の手など差し伸べていただき感謝の念に堪えないところであります。町

では今回の災害の募金箱を役場の窓口に設置してございますが、少しでも昨年のお返しをしたいという方々が募金に訪れているようであります。このことを御報告申し上げたいと思います。

さて、本日、工事請負の契約締結、議案第2件を提出してございます。まず、1件目は教育環境の整備を図るために大郷中学校のトイレ改修工事を発注するものでございます。中学校は昭和61年に建設以来、築34年が経過したことから、トイレや排水設備などリニューアルいたすところであります。もう1件は役場庁舎の空調機の改修工事を行うものであり、老朽化によって現在故障中の冷暖房設備の更新を図るものでございます。一般会計補正予算（第3号）については国の新型コロナウイルス対策のため地方創生臨時交付金関連の事業予算等を計上してございます。内容といたしましては商品券発売事業の第2弾として、この秋口に全世帯を対象とした5割増商品券を発行するものでございます。また、学生支援事業として大学生や専門学生などに対し学業継続支援給付金事業を実施してまいりたいと考えております。次に児童手当受給世帯に対し児童1人あたり1万円を支給し、子育て世帯支援事業などを予定してございます。水道事業会計補正予算（第2号）については、一般会計同様新型コロナウイルス対策として全世帯や町内企業の水道料金の基本料金を3カ月間減免させていただくことによって町民の生活支援を図るものでございます。以上、臨時議会に工事請負契約の締結と補正予算の計4件を御提案申し上げますので慎重審議の上、全議案を御可決賜われますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により8番石川壽和議員及び9番和賀直義議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

---

日程第 3 議案第 49 号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第 3 議案第 49 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。議案第 49 号の提案理由について御説明を申し上げます。議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 49 号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和 2 年度大郷中学校トイレ改修工事                                     |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 一金 67,980,000 円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>6,180,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 仙台市宮城野区大槻 13 番 30 号<br>株式会社加納工業所                        |

令和 2 年 8 月 13 日提出

大郷町長 田 中 学

議案第 49 号につきましては、令和 2 年度大郷中学校トイレ改修工事の工事請負契約の締結にあたりまして、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、工事概要の説明申し上げます。工事内容としては、トイレの全面改修 5 カ所でウォシュレット付き洋式便器 26 台。小便器 16 台。洗面器 13 台。建築改修、給排水設備改修、電気設備改修、仮設便所設置撤去、小便器 5 台、大便器 8 台となっております。本件につきましては設定金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので担当課より提出されました条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、6

月 30 日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。資格条件を設定いたしました。

この会議におきまして設定した主な入札参加条件は、管工事の承認格付け A ランクで、建設業法に規定する経営事項審査結果の管工事の総合評定値が 850 点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること。一般建設業の許可を有していること。主任技術者を専任で配置できること。平成 27 年度以降、元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡し完了した類似工事の施工実績を有することとしたところでございます。その後、令和 2 年 7 月 7 日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、7 月 14 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、資料 2 を御覧願います。今回落札した株式会社加納工業所を含め、2 者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、令和 2 年 7 月 27 日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、最低入札価格は、株式会社加納工業所の 6,180 万円でしたが、この額は、低入札調査基準価格として設定した 7,036 万 6,500 円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第 3 条の規定により、落札決定を留保するとともに、8 月 3 日に同社からヒアリングを実施の上、8 月 5 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。審議の結果ですが、同社は営業年数 79 年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。

本工事に関し、同社における通常利益率の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格をもって入札した、株式会社加納工業所を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、6,798 万円とし、8 月 11 日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお工期につきましては令和 3 年 3 月 26 日までとしております。

以上で議案第 49 号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより

質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この主な入札参加条件の中で平成27年度以降、元請として国または地方公共団体等からの受注、引き渡しが完了した類似工事の施工実績を一つの判断とみなして、決定事項の参加条件のほうですか、一つとみなしておるわけですが、ちなみに県内ではどのような実績があるのか。件数並びに主な自治体名などをお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。仙台市発注の工事の大規模改修工事の契約をしているようでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 仙台市は何年ですか。近い年。仙台市も含めて宮城県でお願いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。業者から提出ありました実績調書につきましては1件でございまして、平成30年に施工しました仙台市発注の工事でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員よろしいですね。

12番（千葉勇治君） いいです。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 日程第4 議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第50号の提案理由について御説明を申し上げます。議案書2ページをお開き願います。

議案第50号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 令和2年度役場庁舎空調機改修工事                                      |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 一金 43,780,000円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>3,980,000円) |
| 4 契約の相手方 | 仙台市宮城野区扇町五丁目8番4号<br>弘栄設備工業株式会社仙台支店                    |

令和2年8月13日提出

大郷町長 田 中 学

議案第50号につきましては、令和2年度役場庁舎空調機改修工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となり、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決が必要となることから、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに工事の概要を御説明いたします。工事概要といたしましては壁掛型の空調機が2組で2台です。天井吊型がシングルで11組で11台でございます。同じくツインが5組で10台でございます。同じくマルチで5組で18台です。合計23組の41台となっております。本件については、設計金額が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、6月30日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、管工事の承認格付けAランクで、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が850点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること。一般建設業の許可

を有していること。主任技術者を工事現場に専任で配置できること。平成 27 年度以降、元請として国または地方公共団体等から受注し、引き渡しが完了した類似工事の施工実績を有することとしたところでございます。その後、7 月 7 日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、7 月 14 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した、弘栄設備工業株式会社仙台支店を含め、7 者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、7 月 27 日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、最低入札価格は、弘栄設備工業株式会社仙台支店の 3,980 万円でしたが、この額は低入札調査基準価格として設定した 5,095 万 8,000 円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第 3 条の規定により、落札の決定を留保するとともに、8 月 3 日に同社からヒアリングを実施の上、8 月 5 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。審議の結果ですが、同社は、営業年数 66 年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、また、ほかの地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、同社における通常の利益率の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は、企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格をもって入札した、弘栄設備工業株式会社仙台支店を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、4,378 万円として、8 月 11 日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては令和 3 年 1 月 29 日までとしております。以上で議案第 50 号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜われますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 入札内容よりもなぜ工事がこんなにも遅れたのか。先日確認しましたところ、去年の末にはいわゆる空調設備の問題がチェックされておりまして、確かに予算的には間に合わなかったのかもしれませんが、速やかな事業の展開が望まれたところでございます。先日私のところに電話がありましたがお客さんのほうもかなり暑さにまいったと

いう苦情が寄せられておりますが、職員の皆様方には頑張ってもらって、このような財政の厳しい中での展開は分かるのですが、しかし町としてはもう少し町長自身がこの辺の危機的な状況について早めに察知して、その後のスピーディーな展開を図るべきではなかったのかと思うのですが、その辺についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず、昨年12月中旬頃に暖房機が故障しまして、その後一部修繕をしながらやってきたところでございますが、修繕してもすぐにブザーが鳴って緊急停止になっている状態でございます。それで抜本的な改善をしなければ、改修工事をしなければだめじゃないかということで、いろいろ業者等に今の既存のものを利用しながら、できるのかどうか確認したところでございますが、築年数というか設置してから大分年数が経ってございまして、今までの施設を利用してまた同じような現状が続くということから新たな空調機を設置すべきだというようなことが事業者からございまして、役場内で議論した中でまずはどのようにすべきかということ、設計をしてもらうということで設計を依頼したところでございます。それで設計の報告が6月30日までという設定でございましたので、それを受けまして今回発注するという段取りになったということでございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長が冒頭に老朽化ということで話がございましたが、町では長寿命化対策ということでいろいろ対策と申しますか、いわゆるこういう状況になる以前に速やかに迷惑をかけないような対応をしようということでスタートしているわけでございますが、今回、庁舎の空調関係以外にも老朽化によってそういうことが予想されるものがあるのではないかと思います。その点検について、やっぱり今回の教訓を活かしながら、このような状況にならないように対応すべきだと考えるのですが、その辺について対応はどのようにされているのか、もう一度答弁願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。役場庁舎内のいろんな設備等の点検につきまして、それぞれ事業者のほうと契約をしまして、点検をしているところでございまして、それで修繕箇所がございましたら速やかな対応を現在もしているところでございます。今後引き続き保守業務等

につきましては継続的に点検等を行いながら今の庁舎の設備等を安全で、いわゆる町民の方にも迷惑がかからないような施設にしていきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 庁舎内に限らず公共施設ですね、全般に渡ってそのような対応をとることにならないと。庁舎内という話だったのでね、その辺について公共施設、町がいわゆる責任を持って対応しているそういう施設全般に渡っての点検が必要だと思うのですが、その辺についてはどうですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。私、役場庁舎のみということでお話したのですけども。今回庁舎内ということでお答えしたわけですが、ほかに公共施設全体的にそれぞれの部署において保守点検等を実施してございますので、これも利用者等に迷惑かからないような点検をし、修繕箇所がありましたら速やかな対応、もしくは予算がない場合は議会のほうに提案させていただいて御承認をいただきますようお願いするものでございますので、今後ともよろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。13 番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） 先日の全員協議会の中でも入札の結果についても、話題になったわけですが、この件について7社の入札中、そのうち4社が低入札調査基準を下回って、さっき可決された件も同じようなことで委員会を設けて審議をしたわけですが、これやはり低入札調査基準価格の設定あるいは見積もり設定の単価ですか、県の基準に従ってやっているという話なのですが、毎回毎回こういうのだったらやはり県に物申すなりあるいは町でももう少し工夫が必要ではないと思うのですが。その辺県にこういう状況ですという話をして変えていくとか、何か低入札価格に対してのその辺町での対策をとっているのか、その辺お聞きしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。先日の全協でも答弁した部分ですが、この工事の設計につきましては公共工事の品質確保法というのがございまして、これによりましていわゆる設定金額を部切れということで、例えば1億円かかる工事に予定価格入れる際に9,000万円にするということとはできないということが法律で決まっております。従いまして単価がございまして公共単価がございまして、その積み上げ

が予定価格となっているものでございますので、そのものについては法律で制限がかかってございますので、それはできないものとなってございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） 法律云々は分かるのですが、毎回毎回のことだから何か考えなければいけないのかなと言っているのだけども、その対策はなかったのですか。法律がこういうのだから、こういうのですと終わるのですか。何か対策はしていないのですかと聞いているんです。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） あくまで入札につきましては、公平公正という立場で町としては執行しております、対策というよりも予定価格は元から決まっております、調査基準価格につきましても決まった段階での算定方法ということでの算定となっておりますので、町としての対策はそれ以上のことは今の段階ではないというふうに思っております。

13 番（若生 寛君） 今の段階ではないということは、これから出てくる可能性があるということで期待していいわけですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 町として、特段今のところは問題ないわけですし、今後も同じような形で入札につきましては執行していく予定でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第50号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第51号 令和2年度一般会計補正予算（第3号）  
議長（石川良彦君） 日程第5 議案第51号 令和2年度一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第51号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第51号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億255万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,187万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月13日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の対応や感染拡大の影響を受けた地域経済・住民生活の支援のため、上水道基本料金の3カ月減免、5割増商品券発行事業、児童1人当たり1万円の子育て世帯臨時特別給付金の追加、本年1月から12月までに売上が前年比50%以上減少した国の持続化給付金を受給し、中小企業者など及び持続化給付金対象外で6月から12月までに売上が前年比20%から50%減少した中小企業者などへ10万円の事業継続支援交付金の交付、認定こども園等への感染症対策用品購入補助、感染症拡大防止のための教室の消毒作業追加に伴う小学校の教員補助者報酬等の増額、小中学校の感染症対策用品購入、感染症対策のための小学校スクールバス臨時増便事業、小中学校感染症対策サポート業務の増、役場庁舎空調機改修工事監理業務、中粕川新街区形成に向け、町の買収単価算定のための不動産鑑定業務の増額補正等について所要の予算を計上したものでございます。補正額といたしましては、1億255万7,000円の増額補正で、補正後の予算額は63億2,187万円となります。歳入面では、補助事業見合いの特定財源としての国、県補助金を計上したほか、財政調整基金並びに公共施設整備基金により財源調整をしたものでございます。

続きまして3ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正の御説明をいたします。

歳入です。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金1億7,733万2,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金交付金、地方創生臨時交付金の増額でございます。

第16款県支出金第2項県補助金1,700万円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の増額でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金 9,177万5,000円の減額補正で、財政調整基金は財源調整のため、公共施設整備基金は役場庁舎空調機改修工事について地方創生臨時交付金対象事業となる見込みとなったことから減額するものでございます。

以上、歳入補正額合計1億255万7,000円でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきます。

歳出です。

第2款総務費第1項総務管理費218万9,000円の増額補正で、役場庁舎空調機改修工事監理業務についての増額でございます。

第3款民生費第2項児童福祉費1,000万円の増額補正で、認定こども園等への新型コロナウイルス感染症対策用品購入補助、児童1人当たり1万円の子育て世帯臨時特別給付金町単独分についての増額でございます。

第4款衛生費第4項上水道費2,650万8,000円の増額補正で、新型コロナウイルス対策として、町民及び町内事業者へ上水道基本料金の3カ月減免に伴う水道事業会計補助についての増額でございます。

第6款商工費第1項商工費4,729万6,000円の増額補正で、新型コロナウイルス対応のため中小企業者等への事業継続支援交付金並びに5割増商品券発行事業補助金についての増額でございます。

第7款土木費第5項都市計画費88万円の増額補正で、中粕川新街区形成に向け、町の買収単価算定のための不動産鑑定業務についての増額でございます。

第9款教育費第1項教育総務費715万円の増額補正で、GIGAスクールサポーター配置支援としてのICT支援業務、新型コロナウイルス感染症対応として町内在住大学生等に対する学業継続支援給付金の交付についての増額でございます。

第2項小学校費683万7,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感

感染症拡大防止のための教室の消毒作業追加に伴う教員補助者報酬等の増額、感染症対策用品購入、感染症対策のためのスクールバス臨時増便事業、感染症対策サポート業務についての増額でございます。

第3項中学校費169万7,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症対策用品購入、感染症対策サポート業務についての増額でございます。

歳出補正額合計1億255万7,000円でございます。

以上、補正前の予算額62億1,931万3,000円に歳入歳出それぞれ1億255万7,000円を追加し、補正後の予算額を63億2,187万円とするものでございます。一般会計補正予算につきましては以上の内容でございます。

以上で議案第51号につきまして、提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜わりますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 全協の時にもお聞きしたのですが、8ページの商工費の中の5割増商品券、私も定額を配ったほうがいいのではないかと質問させていただいて、以前1万円給付したので今回は別の形でという答弁をいただきました。気になっているのは申込みをして受け取るような恰好だというお話でした。それについてどこで渡すようになるのか。その辺、話煮詰まっているのか、まず1点。それから関連になって申し訳ないのですが、児童福祉費に絡んで全協の時もお聞きしましたが、新生児に対する支援金、ほかのほうぼうの市町村で延長して次年度もというようなニュースが毎日のように新聞に載ってございます。大郷町で我が町でなぜそこまでそれをやらなかったのか、やるつもりがなかったのか。以上2点よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 1点目お答えいたします。商品券に関してですが、こちらにつきましてはやり方としましては、一度広報の配布の際に全世帯に応募チラシのほうを配布させていただきます。そちらをもって応募のほうしていただきまして、その応募に基づいて商品券の引換券のほうを郵便で特定記録郵便ということで確実に届くように郵便で配布させていただくように考えております。その後その引換券をもって、これは商工会さんとも協議しているところでございます。各商店、これま

での商品券の販売のほうをしてございましたが、そちらの商店の御協力をいただきまして、商品券の引換、販売という形をとらせていただければと今のところ調整しているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 2点目の御質問に答弁させていただきます。国の特別定額給付金、10万円ですね。令和2年4月27日までの出生のものに対してということでございました。国のほうで第3の給付金のほうを予定しているように聞き及んでおりますので、そちらのほうが決めた場合に国や他の自治体などの動向を参考にしながら、検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 割増商品券のことについては、一応今朝商工会のほうにちょっとお話をさせていただいて、その辺まだ決まっていないというふうにお聞きしたのですが、やっぱり平たく申し込んだ方に配るのであれば、商工会でやっている割増商品券の販売窓口を使ったほうがいいのかと私も思いますので、その辺18日ですか、会議あるのでまんべんなくやっていただきたいと思います。それから今の子育て支援申請に対する支援金ですね。3次が出たらという約束ではないと思うのです。いつになるか分からない。出るという情報が町に入っているかどうか分かりませんが、今までいろんなことで何しても先駆けていいことをやって新聞を賑わしているのが田中町長なので、これはどうも遅れをとったのかなと思ったり、ざっくばらんな話をさせていただくとそんな感じがいたしました。そのこと町のほうで、執行部のほうで、話題にならなかったのかどうか、その辺お聞きさせていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。国からの交付金を活用した事業というものになりますので、今回提案させていただきましたのは、第1次の交付金を受けてということでございます。ある程度の財源の確保の目途が付いたところということでございます。

議長（石川良彦君） 執行部で話題にならなかったの。検討はどうか。

町民課長（千葉 昭君） はい。中での話題と言いますか、まずそのような交付金を使った際にどのような事業の展開ができるかということで、まず、第1段としまして、国の子育て世代の臨時特別給付金への町単独への上乘せのほうを決めたということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 建前は分かりますけども、ただ言葉適当でないかもしれませんが、幸いというか大郷町で最近生まれる方が多くて四、五十人。10 万円ずつ配ったとしても四、五百万円。確かに町の財政を考えて第 3 次の臨時特例給付金出てからというのも分かるのですが、いろんところでやっていてそれがニュースになっているのを見ると、町単独で何でやれないのかと疑問を持ちましたので、質問させていただいているのでその辺のところもう一度、町長その辺の考え方をお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この支援策だけでなく、既によそでおやりになっていないもの大郷町では先行してやっているものあれば、今後産まれてくる子供たちに対し、第 3 次で 3 次補正が出てきたら、よそよりも予算をいい内容にしたいなど、そんな思いでおりました。今議員から御指摘を受けた、それはまともに受けてまいりたいなど思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。3 番、赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） まず、8 ページの児童福祉費の子育て世代臨時特別給付金、町単独ということで素晴らしいと思うのですが、これ一人当たり 1 万円。18 歳以下でよろしいですか。それで何名を計画しているのか。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。こちらにつきましては、先ほども若干触れましたが、国の子育て世代の臨時特別給付金への完全なる上乘せということでございまして、児童手当の受給者ですね、令和 2 年の 3 月 31 日までに産まれた児童を含めまして、3 月まで中学生だった現在の新高校 1 年生を含めます約 950 名を予定しております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） 950 名。それに新型コロナウイルス感染対策費用ということで 1,000 万円。子育て支援事業のほうで、町民課で 1,450 万円と資料のほうに載っているのですが、内容をお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 子育て世代の臨時給付金のほうが、先ほど申し上げました 950 名ということで掛ける 1 万円で 950 万円。あと 50 万円につきましては認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策への補助金という形でございます。

議長（石川良彦君） 赤間茂幸議員。

3 番（赤間茂幸君） 今朝ね、財政課のほうから地方創生臨時交付実施計画と

ということで資料をちょっともらってその中で、1,450万円、1万円掛ける1,045人となっているのですが、950人と、1,045人との違いは何なのですか。

議長（石川良彦君） 課長。その資料ありますか。予算どうなったか説明して。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 資料ということでこちらにつきましては、交付金の申請とかに使ったものの数字でございまして、実際の数字のほうを精査したものを予算化させていただきました。

議長（石川良彦君） 終わりです。理解できました。

3番（赤間茂幸君） はい。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩とします。

[ 休 憩 ]

議長（石川良彦君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。御質問ありませんか。はい。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 先ほど石川議員のほうからも出たのですが、商品券の発行事業について先ほどの説明で各世帯に配って申し込みを受けるという話だったのですが、ある程度予算と言いますか、頭があると思うのですが、その頭を飛び越えた場合、多く申し込みがあった場合どうするか。少なくなった場合どうするか。あと、町長のお話によりますと全世帯対象の商品券だという話なのですが、今までやっていた商品券の扱いとどのように違うのか。今までも多分全世帯対象だと思うのですが、その辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。まず、世帯数でございしますが、今回の場合2,850世帯分ということで商品券の予算を用意してございます。これは本当に世帯数マックスでの予算ということですので足りなくなるということはありません。（「2セット分」との声あり）世帯数については2,850でマックスですので、それで計算してございますので。その掛ける4セットということになります。5,000円綴りの4セット、1世帯2万円で額面として3万円ということになります。以上です。

議長（石川良彦君） あくまでも全世帯対象でやると。

農政商工課長（高橋 優君） 対象ということでございますが、今回改めて全世帯にということで応募のチラシのほうを配布するという形をとらせていただきました。前回までというか、通常毎年やっているものについ

ては、周知のほうは全世帯に周知のほうをさせていただいてございますが、どうしても早い者勝ちで、予算の範囲内ということがありまして、早い者勝ちという形になってございましたので、ちょっとその辺は今回これまでのことを踏まえまして、全世帯の方に公平に行き渡るようにということで制度のほう設定させていただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） 分かりました。ちょっと理解の仕方が悪かったようでございます。そういう話になりますと、これまでやってきた割増商品券の販売は不公平なやり方だったのかなと。さっぱり公平性がないのではないのかなと思うのですが、その辺をどう考えてこれからも来年度以降割増商品券発行あると思うのですが、それに対して何か活かしていくような考えあるのかその辺お聞きしておきたいと思います。あと、もう1つなのですが、これも石川議員から話出ました新生児への給付金ですね。これが先ほどの町長の答弁によりますと、第3次補正が出てから1番いいものにするという話なのですが、そういう話は誰でもこの町でもすることであって第3次補正が決まる前にばあっと出しておけば、さすが大郷町だなんて声も上がると思うのですが、その補正が決まる前にそこを考慮して、動いてほしいなと思うのですが、もう一度その辺、考え方をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。これまでの取り組みと今回の取り組みといたるところでございますが、先ほども申し上げましたが、今回につきましては町民の皆様の消費活動、それから商店の活性化といった二つの目的がございます。これまでの取り組みにつきましては商店の活性化という部分が主ということでございまして、全ての町民の方に全て公平にその権利が行き渡るかと言うと、そういった状況は実際なかったかと思えます。そういった状況も踏まえまして、今回全ての世帯に応募券が配布されるといった形をとればということで実施しようと考えております。今後につきましても今回の取組みによりまして、非常によい取組ということになれば商工会さんとも調整のほうをしまして今後につなげていければと思っております。

議長（石川良彦君） 町長からでいいですか。新生児の件は第3次待たないでやれるのではないかという話もあると。担当課の町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。先ほど町長の答弁のほうにもありました大郷町は子育て支援に関しましてはほかの自治体と比較しま

しても、そんな色あるというふうには捉えておりません。まずは今回の補正に上げたものは今回のもので、10万円につきましても今後そういうものがあれば限りのある財源の中でということで検討させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 8ページですね、今いろいろ質問あったのですが、子育て世帯の特別給付金でございしますが、希望しない場合には今まで申出の断りというのにはありましたが、今回も同じようにするのか。そしてなおかつ振込日がいつ頃になるのかと、これの締切日というのがあるのかどうか。この3点示していただきたいと思います。それから事業継続支援交付金でございしますが、今町でも独自に1月から5月まで20%減少した事業者に対して10万円支給するよということで継続申込となっていると思うのですが、それとの違い。さっきの説明聞くと5月から12月となったのですが、その辺の違いを教えてくださいと思います。あと9ページの大学生の学業継続支援給付金でございしますが、これも国でやっているやつは、2段階で自宅から通っているとか、住民税非課税世帯とか20万円とか10万円で2段階なっているのですが、大郷の場合は一律にそういう資格要件というのがあるのかどうか。大郷町に今、居なくて遠くにいる学生と言いますか、そういうところも対象にしているのかどうか、以上3点お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、公務員以外の方につきましては、全て一旦支払いは終わっております。公務員の方につきましては9月末までが申請の期限となっておりますので、現在のところ927名交付のほうしております。議員の御指摘のありました交付を希望しないという方は今のところはゼロでございします。振り込みにつきましては公務員の方につきましては、今のところ申請のあったものについては今回の補正の可決次第、なお先ほども申し上げましたとおり9月末まで申込みがありますので、それまで申込みがあったら随時支給をしてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。事業継続支援交付金1,700万円でございますが、こちらにつきましては2本立てになってございます。まず1つ目が国で給付しております、持続化給付金こちら売上高が50%以上下がった中小企業者に対して交付されているものでございま

すが、そちらに対する上乘せということでの 10 万円。それからこれまで単独ということでは 1 月から 5 月までについて持続化給付金の対象とならなかった 20%以上の売上高減少した中小企業に対するものということで、5 月までの分について交付対象としてございましたが、今回につきましては第 2 期ということでは、6 月から 12 月分、こちらを対象に 20%以上減少があった場合に交付金の 10 万円交付するということでの予算取りとなっております。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。大学等学業継続支援給付金についてですけれども、対象となる要件でございますが、大郷町に住民登録を有しているものであること。それから家族も含めて町税の滞納がないこと。それから奨学資金を借りていらっしゃる場合には、償還金の滞納がないこと。それから、今の時代でございますので、起業等を行って所得等がないということをご条件としてございます。ですので、あくまでも町内に住民登録のある大学生、短大生、専門学生というふうに位置づけております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。はい。和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 子育て世帯の給付金は随時やるよということなので申し込みがあれば、早い人だと 8 月末でもやるよと捉えてよろしいのかと、大郷町に住民票があっても、例えば北海道なんかに行っている学生も申し込みれば対象になるよと。ただその中で収入とかって条件ってあるのですか。家族の条件、本人が本当にアルバイト、国のやつだとアルバイトで生計立てている人が大変だからということではやっているのだけでも、その辺のところの要件はないのか。その辺教えてほしいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 申し込みがございましてから、早々に事務処理をしておりますので現在でも申し込みから遅くとも 2 週間以内には振り込みが完了しておるところでございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。特に収入等の基準というものは設けておりません。学生の方が家族の方に扶養されているということが確認できれば、交付の対象としたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） それでは、まず 7 ページの地方創生臨時交付金について国からのいわゆる交付金ということで条件がかなりあると思うのです

が、その辺についてどういう条件になっているか説明をお願いしたいと思います。それから同じ7ページで公共施設整備基金の繰入金で三角計上されているわけですが、先ほど庁舎の空調施設の改修ということで対象見込みになったということで、あくまで見込みにですよ。これかなりの金額が1億7,600万円の中で5,100万円。これに今回可決されたわけですが、消費税全て含めてかなりの金額になるわけですが、この金額について本来コロナ関係からくる地方創生臨時交付金の性格の中で、果たしてこれが本当に間違いなく対象になるのかどうか。どうも先ほどの説明でも対象になる見込みだということではっきりとした答弁がなかったのですが、その辺について疑問を私なりに思うのですが、先ほどからいろいろ出ている新生児に対する10万円のね、同じ町民として4月27日に来ているということよりも、そういうことに回すということがこの性格上大事でないかと思うのですが、ちなみに新生児これから4月28日以降、既に母子手帳も確保されているので、町内で何人くらいが来年の3月31日まで産まれる予定なのか、その辺について町でつかんでいる状況をお聞きしたいと思います。それから、歳出に入りまして3款の6目の児童福祉費の1万の上乗せについて、今回950人ということでございましたが、中学校卒業するまでということで、これ見ると高校生については全然ないのです。どこもね。高校生についても支援というのは何も考えてないのかどうか。児童福祉費に関連してですが、高校生というのは大学生、先ほども言いましたが、高校生だけが空白になっている。そのことについて何人くらいの高校生がいて、もし1万円でも支払うとなればいくらくらいになるのか。そういうことも話題にしていかなかったのかどうかお聞きしたいと思います。それから、6項の商工費についてですが、今新聞を賑わしておりますが持続化給付金。このことについて先ほどまで聞いていますと中小業者ということで反映されていますけども農業も営業ということで事業者ということで中小企業に入るわけで当然今回の事業継続支援交付金の対象になると理解しているのですが、その辺についてまず農業者に対する姿勢についてどのように考えておられるのか。また、実際持続化給付金対象になった方が今回この事業継続支援交付金の対象になるということでしたが、その辺についてどういう手続きが必要なのか。国では極めて簡単な申請で通っているようですが、それ以上に町の申請が困難を期すということはないわけでしょうが、どう考えておられるのか、執行部の考えをお願いします。それから次のページ、9ページの定住促進事業費について不動産鑑定業務と

ということで特に中粕川地区のエリア内の施設、市街化形成のための不動産鑑定ということでございましたが、先日の説明会の中で中粕川のいわゆる不動産売買について国交省、国による借上げ水準を町との均衡を配慮すると町の住宅再建に関する支援措置に記載されております。この国の買収価格とそんな内容で買収するということはどういうことなのか。ほとんど国の価格に倣って、それに同じくらいの金額で買うと考えるおられるのか。その辺の見通しをどのように考えておられるのか。不動産鑑定業務の中で関連してお聞きしたいと思います。それからですね、同じ定住促進の中で先日私たちが災害調査特別委員会開催したわけですが、その辺の夜に、夜というか午後にテレビ放送でいわゆる災害公営住宅の建設計画案について説明されました。なぜ議会に当日の午前中にそのような私たちの調査委員会が開かれている中で急にその時に何も話をしないで急に報道機関を通じてこの町がこういう計画あるのだよと流すのか。これは町長に聞くよりも総務課長がその辺の一番の窓口でしょうから、総務課長にお聞きしたいと思います。なぜ議会には黙ってそういうものを出されるのか。その辺について極めて私は議会も一緒になってまちづくりをしていかなければならない立場にありながら、議会に秘密にしてぼっぼとマスコミに流していくのか。一方では千葉参事を含めてですよ、議会静かにしてください、あまり意見出さないでください、報告しないでくださいと常に言っている中で、全然それと裏腹な姿が町政の中でやられている。そのことについてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。それから、同じページの大学生の学業継続支援給付金について、これはこれで評価するわけですが、ただ先ほども申し上げたとおり高校生であっても私はコロナの影響を受けているわけで、そういう点ではみんな同じに考える場合には何も高校生を除かなくてもいいはずで、その辺についてどのように考えておられるのか。それも3次に語るのか、あるいは全然頭に入っていないのか。また大学生の学業継続支援の中で、一方で町からいわゆる奨学資金を借りしてそれでなかなかアルバイトして返すにしてもアルバイト先もないということで町への支払いが滞っている方もあるかと思いますが、その辺の実態についてはどう掴み、一方でそういう奨学資金借りている方に対する支援などは今回のコロナの影響からまともに来ているわけで、その辺についてどう考えておられるのか、担当か町長の考えを聞きしたいと思います。以上ですね。まず1回目よろしく申し上げます。課長。その辺について。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） それでは、まず地方創生の臨時交付金について御説明させていただきたいと思います。これに関する用途につきましては地方公共団体が地域の実情に応じまして、新型コロナウイルス対策を行う事業についての交付金でございます。主なものについては感染症に関する対応としての感染拡大への防止策、あるいは地域医療の提供体制の整備、そして感染症の影響を受けました地域経済、そして住民生活の事業に対して充当できるというものでございます。これをこの交付金を充当するためには町が計画しました実施計画を県を通して国に対して提出した上で、そこで決定がなされるという流れになっているものでございます。先ほどの庁舎の空調の事業でございますけど、現段階の状況としましては、1次の事業計画、こちらについては5月に提出させていただいて7月に交付の決定が来ていると。約2カ月決定までの期間があるというふうになっております。今回2次の計画において庁舎の空調も出しておりますけども、こちらは先月計画を出しているところでございます。決定については見込みでは9月という流れになっておりまして、ただ修正等の内容が現在のところ来ておりませんので、内容については認められるものという中での見込みというお話となっているものでございます。次に定住関係の不動産鑑定についてですけども、これに関しましては堤防買収につきましては国のほうでその買収価格の算定を現在行っているという流れになっております。町におきましては先日の災害の特別委員会、そして住民の説明会でご説明させていただきましたが、あのエリアに関しての買上げの価格をこれまでも買上げ平米、宅地ですと6,000円程度と御説明させていただいておりますが、正式な決定な価格を定めるために不動産鑑定を行うというものでございまして、国と町との均衡につきましては、地区のほうの要望もございまして、国と隣り合っている地番なのに金額が大きく異なっては困るという要望もございましたので、その辺の国の金額はまだ分かりませんが、調整を図るために均衡を図るということで説明会等でも説明させていただいているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。4月28日以降の出生の状況でございますが4月28日から昨日まで13名出生しております。それから3月31日までに出生の見込みがあるものについては母子手帳の交付簿により11名、合わせて24名ということでございます。

議長（石川良彦君） 高校生の支援対象として学校教育課でまとめて答えますか。（「はい」との声あり）次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。事業継続支援交付金のうち、御質問があったのは持続化給付金、こちらの上乗せ部分のことだと思われませんが、こちらにつきましては持続化給付金の対象になる事業者ということで農林水産業者ということで含まれておりますので、今回この上乗せの対象になる事業者としましても本町の場合ですと農業者の方についても対象にする方向で考えてございます。それからその際の手続きの内容につきましてはということでございますが、こちらも持続化給付金のほうで申請をして交付決定を受けているというような状況があると思しますので、そちらの交付決定を受けたはがきが到着しているようでございますが、そちらのはがきを御持参いただき、交付申請書と合わせ、それから個人の方ですと身分証、法人の方であれば履歴事項全部証明書こちらの写しをいただければ交付申請の受理ということで事務処理のほうさせていただければと考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） はい。お答えいたします。まず、高校生についてでございますけども4月1日現在ですと196名ほどいらっしゃいます。この方々につきましても対象にしようかどうかというところの検討等行いましたが、高校生につきましては、授業料が無償化されております。その観点から今回は短大、専門学校、大学生、大学院生を対象とするということにしましたものでございます。それから2点目の奨学資金につきましてはでございますけども、貸与を受けている方につきましては卒業後1年後から償還をいただく形になってございますので、現在奨学資金をお借りいただいている皆様につきましては、もちろんこちらの対象となるということでございます。奨学資金の償還の猶予でございますけども、広報のほうに掲載する予定でございます。現在のところ、そのような御相談を受けている方はおりません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。報道関係について、総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。災害公営住宅の建設の報道につきましては、8月10日に中粕川地区の復興まちづくり説明会を開催しましたが、その前後に、その前にですね、報道のほうでキャッチして報道されたものと思いますが、私詳細なその経緯については、報道に至った経緯につきましては把握してございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですね。千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 今のちょっとあれですけども、まず報道について本来町の副町長、町長のその次が総務課長だから、こういうことについて大体総務課長に相談に来て。

議長（石川良彦君） 千葉議員。今回補正予算であります。

12 番（千葉勇治君） 補正予算です。補正予算に当てはまりますから。

議長（石川良彦君） 補正に関しての質問に今回は留めてください。

12 番（千葉勇治君） 定住化促進事業ということで不動産鑑定が今回予定されておりますが、その不動産鑑定の関連で中粕川地区ではないのですが今回建てるところは。そういう絡みで若干お聞きしたいのですが、この私は1目の定住促進の事業ということでお聞きしたいのですがだめでしょうか。

議長（石川良彦君） 補正予算に関して。

12 番（千葉勇治君） 先ほど一回答弁受けたので、その答弁のお返しで。

議長（石川良彦君） 補正に関しての質問に絞ってください。

12 番（千葉勇治君） そういうことで総務課長が分からなかったということは町長が分かるのでしょ。町長の答弁をお願いしたいと思います。次に例えば今回の4月28日以降に産まれた新生児ね、合わせて24名ですね、産まれる予定。10万円ずつ出しても240万円ですよ。これが話題にもしなかったということは、あるいは3次の予算でそういうの出てくるかと。3次の申請に今から手挙げる時期はまだ来ないのですか。3次の申請に間違いなく挙げるということで理解していいのですか。その辺について確認しておきたいと思います。24名掛ける10万円ね。10万円もらっているわけですからね、大郷町に産まれて同じですから立場はね。これ見るべきだと思うのです。それから、持続化給付金の絡みでいわゆる事業継続支援交付金、これも中小企業だけじゃなくて農業者も事業者ですから、当然6月から12月までの2割以上でしたか、5割、先ほど説明されたその影響がある場合については対象となるということで理解していいのですよね。その辺について確認しておきたいと思います。それから高校生はね、授業料が無償になっているからということでございますが、今回授業料だけの問題ではないと思うのですね。足代も含めて結構あるわけですよ。小学校とか児童福祉の関係から見た場合に結構ダブって入っているのもあるのでないですか。そういう点でもう一度高校生についての対応についても検討を深めてもらいたいと思うのですけども、お聞きしたいと思います。それから、奨学資金の返還について今後チラシなりで出していくということですが、これまで相談がなかったという

ことでございますが、金借りる段階で遠慮深く借りているわけですから、ましてやさらにこういうことで返還の期間を延ばしてほしいとか、あるいはいわゆる改善を図ってほしい、緩くしてほしいという声は出しにくいと思うのですね。町がどう示すかによって、おのずから相談も出てくると思うので、その辺については町自身の対応が問われると思います。ぜひそのような方向で田中町政の手腕を発揮してもらいたいと思います。それから、いわゆる公共整備基金の5,158万円の減額についてですが、これいわゆる2次予算を第2次の予算をお願いするときに出したということでございますが、これ本当はもう既に3月定例会の中ではもう既に地方債の公共施設適正管理推進事業ということで、6,720万円ここで地方債を借りるということで対応しているわけですよ。この辺については国ほうから確認されれば町の姿勢が問われると思うのですが問題ないのですか。その辺について事業が進んでいないからいいというような話もありますが一部でね。既に地方債を借りることにしてもうこの事業は町では何らかの形でいつかやろうという形で設けているわけですから、その辺について果たして今回の地方創生臨時交付金から見た場合に私は問題になるのではないかと心配があるわけですが、今のところ何もないから大丈夫だろうと推測でございますが、間違いなく大丈夫なのかどうか。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 10万円の件ですけども、確かに検討には、庁内の検討には当然挙がりました。しかし今回はまず国の給付金のほうへの上乗せ、そちらの約1,000万円のほうをとったというものでございます。先ほど答弁したとおり24名で10万円といたしましても240万円でございます。第3次の希望等がありましたならば、その辺につきましては間違いなく申請をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。先ほど議員のほうからありました、持続化給付金の国の対象とならない場合で、町のほうで単独で20%から50%未満で売上げが減少した農業者に対してのというような話がありましたけども。こちらに関しましては今回対象とはしてございません。前回第1期ということで中小企業を対象にということでやらせていただきましたが、そちらの継続2期ということで、考えてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。高校生の支援でございますけれども、大学生の支援につきましても、コロナ対策の臨時交付金という財源がなければなかなか町単独では難しい事業でございますので、そちらの認可の状況等を見ながらですね、その状況を見て判断のほうをしたいというふうに思います。まずは、大学生、短大生、専門学生等に対する支援のほうを行っていきたいと思っております。それから奨学資金の貸与者につきましても個人が特定できますのでこちらから広報等だけでなく直接お手紙等をして御相談等に応じるということを知りたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 地方創生臨時交付金のスケジュールについてですけれども、現在2次のほうの提出を行っておりますところでございます。国から示されておりますスケジュールの中では3次まで予定はされておりますけれども、3次の実施時期に関しては、未定という形で連絡は来ております。

議長（石川良彦君） 次に財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 公共施設整備基金についてお答えをさせていただきます。これにつきましては6月補正によりまして工事の予算のほうを計上させていただいてございまして、当初予算の計上時の議員が仰る起債につきましても、別な施設の起債の充当ということになってございます。従いまして6月補正時には公共施設整備基金のほうに充当させていただいて予算計上させていただいておりますので、その部分を今回減額するものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。子育てのやつも併せて言っていたようなので、考えを併せてもう一回お願いします。町長から報道の関係で。

町長（田中 学君） 全てこれから復興再生についてはスピード感を持って対応していくということから10月1日付けで専門の復興課を設置します。そういうことからして、まちづくり復興再生ビジョンに基づいた内容で被災者と町が直接お会いしていろんな要望意見を聞き取って、その場で対応するものもあれば、持ち帰って内部で広く議論しなければならないものもある。そのくらいの判断を私は担当課にこれから持たせていきたいなというふうに思っているところであります。この間の10日の説明会の前に実は被災者からこのような要望があったと。一つ屋根で共同生活をする、これから年々年をとっていく皆さんがある意味でお互いに寄

り添いながら生活する、そういう施設が良いのでないかということで私は提案したのですが、大半が戸建ての住宅を提供してほしいという内容が多いということが分かってそれならばこのような内容でどうだという内容を示したのがこの間説明した内容でございました。そういうものがマスコミと被災者がいろんな形で町とのいろんなやり取りを聞き取って歩くマスコミのほう聞き方も上手だからそのような内容になるのかなというふうに思っておりますが、決してマスコミにこうした、ああした、それを言っているわけでもございませんのでマスコミの報道に我々、自由な報道をそれに我々指摘をするわけにはまいりませんので、全く間違っているものであれば誤報の請求をしますけども、間違っていないものについては逆にそれを地域の皆さんも尊重できるような内容であれば、それで私はニュースの基本がその辺にあるのでないかというふうに思いますので、私は今後もそういう意味でまず、被災者をベースにした復興事業を進めていくわけでありますから、議会に何ら説明がないものが市場に出回るといことがあろうかと思いますが、その辺はお互いにその立場同士で話すれば分かるわけでありますから、昨日のことが明後日になってもそれは御容赦を賜りたいと思います。以上を申し上げてこれからの復興再生についてはまず被災者最優先で私は取り組んでまいりますので今後とも今まで以上の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます・・・。

議長（石川良彦君） 町長、感染症支援策についても同じような質問ばかりきているので、町長の決意があればお願いします。

町長（田中 学君） 答弁させていただきます。感染症対策については今までも十分私は町として町民に対する前向きな対応をしているというふうに思いますが、さらにやれということのようでありますから、さらに余裕さえあればどんどんやっていきたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

[ 休 憩 ]

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。千葉議員にあるいはほかの議員にも申し上げます。ただいま議会運営は感染予防策をとりながらの議会運営の対応を図っておりますので、同意の質問については効率良く角度を変えている質問以外は同じ質問は避けていただきますようお願いいたします。はい。千葉議員。

12番（千葉勇治君） 答弁が明確に答えてもらえればいいのですが。7ページの公共施設の減額について、例えばですよ、そっくり空調施設皆皆、

持っていかなくても、あれは2,000万円、3,000万円とかそういうある一定額だけで調整するわけにはいかないのかどうか。そうすれば先ほど申し上げたいいわゆる10万円の申請された方への定額交付金が対応になるとか、あるいは高校生を別にしてもね、そういういろいろなものがもっともっと可能性として拡大できると思うのですがこの減額の公共施設の減額について調整できないのかどうか確認したいと思います。それから、定住化関係でいわゆる中粕川地区の不動産の鑑定者の関係ですが、先ほどの答弁の中で地元の方々から国交省で買い上げされた土地とあまり差があったのではどうのこうのと、地元の方々から一番に答弁の中で説明の中で大きな役割を占めていると思うのですが町として、これまであの辺の土地の価格がどうだったとか、何も国交省云々ではなく町として今まであの辺の一般的な土地の価格はどうだったのか。それを中心に考えていかないと地元の考えだけの要求を通していただけでは大変な負担になってくると。決してあれは何ら補助事業あるわけないので、町の全ての持ち出しになってくるので、その辺についてどう考えておられるのか。ただ単に近郊だけでなく地元の声だけでなく、町の指導性としての価格はどうあるべきなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。それから、最後になりますが町長がマスコミについて正しい報道をしているなら問題ないでしょということだったのですが、どこからか聞きつけてきたのだべというような話でしたが、決して、町長が呼込んで。

議長（石川良彦君） その質問については。後日。

12番（千葉勇治君） 終わります。町長が呼び込んでやったわけではないのですね。確認しておきます。答弁もらいます。

議長（石川良彦君） 最後の質問は答弁なしで。はい。まず答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 整備費につきましては、今回の臨時交付金2次分のいわゆる申請に事業計画として提出しまして、役場庁舎の空調設置工事。その部分で充当率が約八十何パーセントの見込みとなったものから、その部分を減額したものであって、あくまで今回は財政調整基金と公共設備基金によって最終的に財政調整をさせていただいたということで、私が一番初めに議案の提案の理由について御説明した内容と同様でございますので御理解いただければというふうに思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤 義継君） 今回の不動産鑑定に伴います価格の決

定につきましては、これまでの町の買上げの価格 6,000 円程度ということで御説明をさせていただいております。これについては固定資産の評価額を参考とした上での金額で出させていただいております。さらに今回不動産鑑定を入れることによって正式な価格の決定にもっていきたいということがございますけども、先ほども申し上げましたが隣の土地であって国と町が買う場合の金額の差が大きい場合、それにあっては配慮が必要だろうということがございますので、国の金額についてはまだ示されておりませんが、その金額を基に検討を重ねてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉議員の最後の質問については補正予算に係ることでありませんので。だから先ほど答弁しましたので、終わり。次に御質問ありますか。4 番大友三男議員。

4 番（大友三男君） 地方創生交付金の使い方というのですかね、8 ページの民生費についてですが、衛生費もそうなのですが、商工費についてもそうなのですが、第 3 次を待っているいろいろやるという答弁あったのですが、町独自でその前にやるという考えはないのですか。何らかの形で、そのことに関して的確に答弁お願いします。あと、9 ページの土木費の不動産鑑定の関係なのですが、これ被災者から買取りしてくださいというような要求があったので、そのための買取価格を決定するための不動産鑑定をするのだというようなことみたいなのですが、これ中粕川地区だけなのですか。ほかの地域同じような被害受けている地域はどうなるのですか。答弁お願いします。

議長（石川良彦君） これ課長でないよね。政策的なことになってしまうから、町長ですか。新生児の手当について第 3 次補正ではなく町単独の考えがないかということですが。はい。町長。

町長（田中 学君） 全く町単独ではできる財政状況ではないということをもっと申し上げておきたいというふうに思います。国から交付されるものを正しく町民に活かしてまいりたいという精神で予算取りをしたり予算組みをしたりしているということがございますので、町単独でできる内容ではないということです。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 今回中粕川地区において町の買上げにつきまして先ほど議員から被災者からの買取要望があったという点ございましたが、これは町からこの事業を行いたいという提案を申し上げているものでございます。これについては中粕川地区が堤防破堤によりま

して、面的に大きく被害を受けたということで、個々の再建よりは町が新たに再建を図ったほうがよろしいという判断の下での事業を進めるということですので、他地区におきましても移転される方々はいらっしゃいますけども、そこについては、現時点では考えておりません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4 番（大友三男君） 担当課のほうから答弁いただきましたけども、町長はあくまでも先ほどの同僚議員の質問にも答弁されていましたが、被災者ベースにして復興を行う。最優先に取り組むんだという答弁あったのですが、これ確かに中粕川地区は堤防破堤して被害が大きかったのかもしれませんが、破堤云々以下に関わらずほかの地域でも全壊なり大規模半壊なりの地域があるわけです。そういうところなんかのことはどうするのですか。この不動産鑑定というのはあるのですが、そっちは関係ないということなのですか。

議長（石川良彦君） 今回のには、入っていないという答弁でありましたけれども。

4 番（大友三男君） そちらを今後やる考えはないのですか。最優先に考えると言っているのですから。町長言っているのですよ。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 必要に応じてやらなければならないというふうに思いますが、どこのことを言っているのですか。はっきり言ってくださいよ。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4 番（大友三男君） 土手崎、三十丁地区ですかね。袋地区。あとは浸水、要するに水害被害があった地域、羽生、田布施、不来内。町内 15 地域に発生しているわけですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 昨年の台風 19 号を受けまして町内各地において全壊あるいは大規模半壊等の被害があったことは皆さん御承知のとおりかと思っておりますが、基本的には災害の各住宅の復旧については各個人による復旧を前提に考えているところでございます。その上で町としては住宅移転する場合の住宅再建の支援金等を単独で支給するという形の方で支援を行いたいというものでございます。さらに中粕川につきましては先ほど申し上げた理由で今回町が事業として行っていくという考えでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今の事務方の説明のとおりで、どうしても町でこうしてほしいという何か町に申請された内容であれば、私は対応してまいりたいというふうに思っておりますが、ないのに私今ここでどこだとあなたに聞いているの。教えてくださいよ。もしそういうことで困っている人があるとすれば。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。11 番石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） 9 ページの教育費についてお聞きを申し上げます。委託料の 115 万円、これ ICT の支援等のことだと思いますけども、当初の話では 4 個に 1 個 ICT 支援委員というのを配属するというような予定もありました。それはどうなっているのか。またこの予算は本町独自にこの支援委員というものを設定するのか。または企業と契約するのか。委託としてですね。そしてこの ICT の支援員はどのくらいを予定しているのか。その辺をお聞きします。それとその下のほうの大学生の件でございまして、600 万円計上しているということですが、本町における該当者、ちょっと聞き漏らしたのですがどのくらいなのか。そして一人当たりどのくらいの金額を配布するのか。ちょっと聞き逃しておりました。そのための要綱というのはどのように作っておられるのか。その辺をお聞きしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣議員。今朝資料配布したものに内容等載っているわけですが、そこを除いた答弁で良いですね。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。ICT 支援業務でございまして、これは議員さんがお話のとおり国の補助事業でございまして、国が 2 分の 1 補助を行いまして、残りは先ほどのコロナの臨時の交付金の対象となるというふうに説明を受けております。本町のほうでは小中学校のほうに御可決をいただければ 10 月から 6 カ月間、支援員を配置したいと。小学校に兼ねて 1 名ですね。配置したいと。小学校の中で兼ねて 1 名を配置したいと考えております。ただ一番心配なのは仙台管内の学校教育課長の会議でも話題に出ておりました県のほうに要望しているのですが、支援員の該当する方が果たしてそれほどいるのか非常に心配しております。国のほうでお示ししているこの支援員の料金と言いますか、報酬につきましては 230 万円というものを設定しておりますので、その金額に基づいて 6 カ月分で金額のほうを出しているところでございまして。それから大学のほうにつきましては先ほど議長さんからお話あった資料に書いてありますが、大学生が 5 万円、短大、専門学校生が 2 万円というところで考えておりました、この大学生に該当する年代が

4月1日現在で210名おりまして、それに宮城県の大学進学率というのが49.21%でございまして、掛けますと103人ということになります。あとは国民年金の免除を、学生免除を受けてらっしゃる学生が六十数名おりまして、その辺から本町のほうでは一応予算としては150人くらいを見込んでいます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第51号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第52号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（石川良彦君） 日程第6 議案第52号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第52号の提案理由について御説明を申し上げます。補正予算書13ページをお開き願います。

議案第52号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予算額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益を2,650万8,000円増額補正し、2億6,392万円とするものです。

第2項営業外収益、同額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての地方創生臨時交付金の活用による、水道料金の基本料金を3カ月分減免に伴う補助金の計上によるものです。

(他会計からの補助金)

第3条コロナウイルス対策による減免のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,650万8,000円である。

以上で水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。ただいま御説明申し上げました議案第52号につきまして、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜わりますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第52号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長(石川良彦君) 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第5回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 12時 8分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員